

一部事務組合下北医療センター議会第118回定例会会議録

議事日程

平成24年3月21日（水曜日）午後1時30分開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 管理者運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第1号 下北地域の医療を守る条例

（2）議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（3）議案第3号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（4）議案第4号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算

（5）議案第5号 平成24年度一部事務組合下北医療センター予算

（6）報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（損害賠償の額を定めることについて）

（7）報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

（8）報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）

（9）報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| 1 番 | 川 下 | 八十美 | 1 0 番 | 岩 泉 | 盛 利 |
| 2 番 | 目 時 | 睦 男 | 1 1 番 | 吉 田 | 光 男 |
| 4 番 | 濱 田 | 栄 子 | 1 2 番 | 川 村 | 隆 隆 |
| 5 番 | 浅 利 | 竹 二 郎 | 1 3 番 | 八 戸 | 義 之 |
| 6 番 | 大 瀧 | 次 男 | 1 4 番 | 金 森 | 一 規 |
| 7 番 | 鎌 田 | ちよ子 | 1 5 番 | 竹 内 | 典 和 |
| 8 番 | 岡 崎 | 健 吾 | 1 6 番 | 宮 川 | 尚 尚 |
| 9 番 | 宮 野 | 昭 一 | | | |

欠席議員（1人）

| | | |
|-----|-----|-----|
| 3 番 | 佐 賀 | 英 生 |
|-----|-----|-----|

出席説明員

| | | | | | |
|-----------------|-----|-------|---------|-------|-----|
| 管 理 者 | 宮 下 | 順 一 郎 | 院 長 局 幹 | 吉 田 | 真 |
| 代 表 副 管 理 者 | 金 澤 | 満 春 | 院 長 局 幹 | | |
| 副 管 理 者 | 飯 田 | 浩 一 | 院 長 局 幹 | 田 中 | 宏 司 |
| 副 管 理 者 | 太 田 | 健 一 | 院 長 局 幹 | 佐 藤 | 信 彦 |
| 東 通 村 総 務 課 長 | 林 | 春 美 | 院 長 局 幹 | 美 濃 | 邦 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 小 川 | 照 久 | 院 長 局 幹 | 山 本 | 信 哉 |
| 事 業 本 部 事 務 局 長 | 鳴 澤 | 信 幸 | 院 長 局 幹 | 佐 々 木 | 貞 夫 |
| 事 業 本 部 事 務 局 長 | 川 西 | 彰 | 院 長 局 幹 | 成 田 | 孝 志 |
| 事 務 局 理 事 | 藤 原 | 昭 | 院 長 局 幹 | 中 村 | 正 和 |
| 事 務 局 理 事 | 山 口 | 勝 美 | 院 長 局 幹 | 石 田 | 武 男 |
| 事 務 局 理 事 | 光 野 | 義 厚 | 院 長 局 幹 | 星 | 久 南 |
| 事 務 局 理 事 | 杉 澤 | 一 徳 | 院 長 局 幹 | | |

出席事務局職員

| | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|
| 事 業 本 部 事 務 局 副 理 事 | 飛 内 | 導 明 | 事 業 本 部 事 務 局 主 事 | 奥 島 | 敏 博 |
| 事 業 本 部 事 務 局 主 査 | 工 藤 | 大 介 | 事 業 本 部 事 務 局 主 事 | 藤 井 | 剛 |

事業本部署 柳 田 雄 規

事業本部署 高 橋 征 志

◎開会及び開議の宣告

午後 1時30分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第118回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番濱田栄子議員及び13番八戸義之議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 管理者運営方針

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 一部事務組合下北医療センター議会第118回定例会の開会に当たり、平成24年度の組合運営に臨む所信を申し述べ、議員各位及び地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、財政状況についてであります。財務省ホームページ「我が国の財政事情」によれば、平成24年度末における国と地方の長期債務残高は、940兆円程度となる見通しであり、このうち地方が200兆円程度、国が739兆円程度となっております。対GDP比では196%に達する見込みであり、引き続き先進国の中で最悪の水準となっております。

国の平成24年度一般会計当初予算は、収入総額90.3兆円のうち税収が42.3兆円、借金が44.2兆円となっております。3年連続で借金が税収を上回っております。

一方、地方では、平成19年に財政健全化法が制定されて以降、各自治体の財政再建に対する取り組みが強まっております。

財政破綻一步手前の「早期健全化基準以上の団体」は、平成20年度決算では22団体、平成21年度決算では14団体、平成22年度決算では5団体と減少しております。このうち財政破綻の「財政再生基準以上の団体」には夕張市が該当しております。

地方公営企業においては、地方公共団体の「財政健全化団体」、「財政再生団体」の枠組みとは別に、「経営健全化団体」の枠組みがつけられ、平成22年度決算で9団体が指定されておりますが、このうち当組合を含め青森県が5団体、北海道が4団体となっております。

次に、経営健全化であります。組合の最大の課題は、何と申しましても経営健全化であります。

当組合は、「経営健全化団体」に指定されているため、「経営健全化計画」の策定が義務づけられております。

資金不足の状況であります。計画初年の平成21年度は約52億円、平成22年度は約42億円と推移し、平成23年度は約32億円となる予定であります。計画達成に黄信号がともっております。その最大の要因は、むつ総合病院の経営悪化であります。

むつ総合病院では、第5次病院事業経営健全化により不良債務を解消したのもつかの間、平成23年3月からの7対1看護体制から10対1看護体制移行に伴う年間約3億円の及ぶ入院収益減収に加え、入院患者数の伸び悩み等から、今年度の収支均衡が極めて困難な状況となっております。

計画が達成できない場合、起債等さまざまな影響が予想されますことから、一般会計と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

さて、病院事業は、収入の大宗を占める料金収入すなわち診療報酬が平成14年度以降数度にわたり引き下げられ、病院経営を圧迫しております。

病院事業は、水道事業など他の地方公営企業と異なり、唯一条例に基づかない料金決定システムとなっており、たとえ経営が苦しくても値上げできない状況に置かれております。

このことが、病院事業が他の地方公営企業に比べて採算性の低い原因の一つとなっております。

診療報酬は、医療行為等の対価であります。基本的に、より手厚い医療行為等に対し、より高い報酬が与えられる仕組みとなっております。しかし、地方の病院では、人手不足等から基準をクリアできず、せっかく用意された高い診療報酬が取得できない状況にあります。むつ総合病院の7対1看護体制から10対1看護体制への移行は、まさにこれに該当します。

また、当組合では該当がありませんが、県内では医師不足から医療法に基づく医師配置標準数を充足できず、診療報酬減額のペナルティーを科され、ただでさえ苦しい病院経営が、さらに苦しく

なっている自治体病院があります。

医師・看護師不足による医療提供体制の弱体化は、医療サービスの低下にとどまらず、診療報酬減少にもつながるだけに、事態を憂慮しているところでもあります。

次に、人材確保についてであります。医師不足の深刻さについては、ご案内のとおりであります。

国の長きにわたる医療費抑制策により医師数抑制が行われた結果、医師の地域偏在、診療科偏在にとどまらず、絶対数不足が引き起こされております。

国は、大学医学部の定員拡大など、医師不足解消に乗り出しましたが、一人前の医師になるには最低10年はかかります。

また、将来、医師の絶対数がふえたとしても、自治体病院の勤務医不足が解消される保証はどこにもありません。

勤務医がやりがいを見い出せ、モチベーションの上がる医療環境、病院づくりをしなければ勤務医はなかなか集まりません。

むつ総合病院は弘前大学を中心とする医師招聘ルート、臨床研修指定病院としての研修医受け入れ等により、現在医療法上の医師充足率が100%を超えておりますが、研修医を除きますと依然100%を下回る状況にあります。

また、心臓血管外科など常勤医不在の診療科もあり、病院運営上の必要数には届かない状況にあります。

さて、来年度の1年次研修医は、8名の募集に対して5名のマッチングにとどまりましたが、この結果については危機感を募らせております。

平成24年度は、1年次4名、2年次8名の合わせて12名となります。

医師不足と並び看護師不足も深刻な状況にあります。

先ほども触れましたとおり、むつ総合病院は、看護師不足により7対1看護体制から10対1看護体制に逆戻りしております。

看護師不足は、医師不足と並んで医療提供体制そのものを脅かすことから、事態を憂慮しております。

平成22年10月には、看護師等修学資金貸与制度を創設するなど看護師確保に努めておりますが、目標とする7対1看護体制の取得には足りない状況にあります。

昨年11月に開催されました、むつ市の「こども議会」におきましても、医師、看護師不足対策に関する一般質問がありましたが、医師、看護師は医療提供に欠かすことができない人材であります。

日本は、2007年に高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入し、2030年には31.8%、2050年には39.6%に達すると推計されております。

医療・介護需要の増大に伴い、人手がますます必要となる一方、少子化に伴い、人手の確保がますます困難となりますことから、持続可能な医療提供体制確保のためにも、計画的な人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、組合組織改編についてであります。具体的には、むつ総合病院以外の施設を当該市町村に移管し、組合は、むつ総合病院のみを運営するというものであります。

これまで運営方針並びに昨年の管理者就任あいさつで申し述べ、また、平成22年2月25日の一部事務組合下北医療センター議会第18回臨時会において御議決を賜り、策定されました「経営健全化計画」にも盛り込まれているところであります。

改めて組合組織改編の理由をご説明いたしますと、現在、一部事務組合下北医療センターで圏域内の病院・診療所を運営していることとなっておりますが、実態は個々の市町村に各病院・診療所

の運営がゆだねられ、組合による一元管理が行われていない状況にあります。

「経営健全化計画」の策定に当たりましては、公認会計士による個別外部監査が実施されましたが、その報告書の中で「権限と責任が一体となっていない経営体が健全に機能していくことは難しく、このように各施設の不良債務が累積されていく状況は、あるいは組合方式の中にシステム上の問題があったと考えるのが妥当なのかもしれない」と、当組合のガバナンス上の問題点が指摘されております。

組合組織改編のきっかけとなったのは、多額の不良債務から平成18年度の起債が困難に陥ったことでもあります。

構成市町村長会議を開催し、打開策を協議いたしました。現状の組合運営では根本的解決ができないと判断し、組合解散をも視野に入れた組織見直しの方針が打ち出されました。

その後、むつ総合病院は、下北圏域における中核病院として、下北地域広域行政事務組合が共同運営する施設と同様の立場であり、組合運営がふさわしいと判断し、組合解散ではなく組合組織改編の形に落ちついたところであります。

組織改編が行われますと、市町村に移管される施設、組合で運営する施設、ともに経営責任が明確となり、経営健全化が促進されるものと考えております。

なお、組織改編の実施に当たりましては、財政健全化法による早期健全化団体の基準をクリアすることが絶対条件となりますが、市町村財政及び病院事業経営が先行き不透明な状態にありますことから、組織改編時期を申し上げる段階にないことをご理解いただきたいと存じます。

次に、施設整備についてであります。昨年、むつ総合病院のメンタルヘルス科診療棟が48年ぶりに改築されました。

長期入院患者が多いことから、環境変化の激変を心配する声もありましたが、以前に比べ、患者に落ちつきが見られるようになったと伺っております。

新年度は、旧建物解体を行い、跡地に渡り廊下等を整備する予定であります。

次に、研修医の勤務環境整備の一環として、研修医宿舎の建設を予定しております。宿舎定員は20名で、平成24年度は設計、平成25年度の完成を予定しております。

次に、繰り越し事業であります。東日本大震災の教訓を踏まえ、非常用発電機の強化整備事業を行います。これにより外来休診回避が可能となります。

次に、昨年も申し述べましたが、むつ総合病院の一般病棟建てかえについて本格的な検討に入りたいと考えております。

現病棟は、築35年で現行耐震基準を満たしておらず、また、水回りを中心に設備劣化がかなり進んでおります。また、6人部屋がほとんどで、個室が少なく、合併症を伴った高齢者の入院患者が多いなど疾病構造の変化や急激な高齢化、さらにはプライバシー確保など時代ニーズにマッチしない状況となっております。

最大の課題は財源確保であります。災害拠点病院にも指定されている、むつ総合病院の一般病棟改築は急ぐ必要があると考えております。

以上、平成24年度組合運営の所信の一端を申し述べましたが、医療資源が乏しく、県内の主要都市から遠く離れた下北半島において、自治体病院・診療所の果たす役割は極めて重要であります。

医師不足や経営難など自治体病院・診療所の前途は多難であります。私に課せられました職責を果たすべく、引き続き全力を傾けてまいり所存でありますので、議員各位及び地域住民の皆様のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い

申し上げます次第であります。

○議長（鎌田ちよ子） これで管理者の運営方針を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第5号まで及び報告第1号から報告第4号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
(宮下順一郎管理者登壇)

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました5議案4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 下北地域の医療を守る条例についてであります。本案は組合、診療施設及び住民が果たすべき責務を定め、将来にわたって住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、制定するものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は佐井村に準じて、佐井歯科診療所に勤務する職員の平成24年度における給料月額及び期末勤勉手当を減額するためのものであります。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は地方公営企業法の一部改正に伴い、資本剰余金の処分について規定するためのものであります。

次に、議案第4号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。本案は事業費の確定及び決算見込みにより各科目

を増減調整するものでありまして、主なものといましては、事業本部事務局では給与費の減額、むつ総合病院では薬品費の増額、風間浦診療所では不良債務解消分として市町村補助金の増額、東通地区診療所では指定管理者に対する補助金確定による市町村負担金の減額をしております。

また、むつ総合病院において、国の第3次補正の対象事業について新たに財源の取扱いが示されたことから、自家発電設備整備事業の財源更正をしておりますほか、むつりハビリテーション病院において、国道338号道路改良工事に伴う浄化槽移転補償金を追加しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が124億371万1,000円、支出が116億5,959万1,000円となり、また補正後の資本的収支の予定額は、収入が21億6,652万8,000円、支出が25億5,361万7,000円となります。

次に、議案第5号 平成24年度一部事務組合下北医療センター予算についてであります。まず業務の予定量についてご説明いたしますと、病床数は前年度当初予算と比較して精神病棟52床減の650床としております。

患者数は、入院患者数で年間16万965人、外来患者数で年間36万3,660人を見込んでおります。これを前年度当初予算と比較しますと、入院患者数で年間47人、0.03%の増、外来患者数で年間4,372人、1.2%の減となります。

主な建設改良事業は、むつ総合病院で旧メンタルヘルス科診療棟解体工事及び渡り廊下建設工事を行うメンタルヘルス科診療棟改築事業並びにエックス線血管撮影装置ほか医療機器整備事業を、むつりハビリテーション病院ではボイラー設備改修事業を、大間病院では外壁等改修事業及びエックス線一般撮影画像読み取り装置整備事業を予定しております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いた

しますと、収入は本部収益6,941万4,000円、病院事業収益123億8,456万6,000円の合計124億5,398万円、支出は組合事務費である総係費6,941万4,000円、病院事業費用115億6,811万2,000円の合計116億3,752万6,000円を計上し、差引き8億1,645万4,000円の純利益となる収支計画としております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、さきに述べました主要な建設改良事業のほかに、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所及び風間浦診療所で器械備品の購入を予定しておりますほか、むつ総合病院及び大間病院に係る平成3年度の企業債について、公的資金補償金免除繰上償還及び借換債を予定しており、収入で27億9,573万7,000円、支出で32億4,444万円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額4億4,870万3,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

なお、むつ総合病院、むつりハビリテーション病院及び大間病院に係る企業債について起債の目的、限度額等を定め、重要な資産の取得としてむつ総合病院のエックス線血管撮影装置及び医療情報システムを定めております。

次に、報告第1号についてであります。本報告は損害賠償の額を定めることについてでありまして、平成23年4月21日にむつ総合病院で発生した医療事故について、相手方と和解したことにより、損害賠償金を早急に相手方に支払う必要が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります。本報告は平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院において報告第1号の関連で補償費を計上しておりますほか、精神病床数の減少に伴い、業務の予定量を補正しております。

次に、報告第3号についてであります。本報

告は青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、同組合の構成団体であります公立金木病院組合が解散することに伴い、組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

次に、報告第4号についてであります。本報告は青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありまして、同組合の構成団体であります公立金木病院組合が解散し、つがる西北五広域連合が加入することに伴い、組織する地方公共団体数の増減及び規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました5議案4報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者。

○管理者（宮下順一郎） 議長のお許しをいただきまして、先ほど運営方針を口述でご説明申し上げました。お手元に配布の3ページをお開きいただ

きたいと思っております。先ほど口述で「さて、来年度の1年次研修医は、8名の募集に対して4名のマッチングにとどまりましたが」と読むべきところを5名というふうなことで発言をいたしましたので、この部分、「来年度の1年次研修医は、8名の募集に対して4名のマッチングにとどまりました」ということに訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◎日程第5 一般質問

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第5 一般質問を行います。

◎目時睦男議員

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員の登壇を求めます。2番目時睦男議員。

（2番 目時睦男議員登壇）

○2番（目時睦男） むつ市議会議員の目時睦男であります。第118回定例会に当たり、一般質問を行います。

昨日は、彼岸の中日であり、暑さ寒さも彼岸までとは申しますが、ことしの冬の記録的大雪からお墓の雪をかき分けての墓参でありました。東日本大震災の被災地では、倒壊や流失されたお墓に手を合わせ、福島原発周辺では放射能汚染によりお参りさえできないなど悲惨な状態が続いております。

私ごとであります。この大震災で岩手県釜石市で中学校の教師をしているめいが家を流され、夫の両親が3カ月後、DNA鑑定で発見されるということがありましたが、春を告げる第84回選抜高校野球が本日開幕いたしました。開会式で被災地から出場した宮城県の石巻工業高校の選手が「あきらめない街・石巻！！その力に俺たちはな

る！！」と書かれた横断幕を持つての行進がテレビに映し出されたとき、キャプテンの選手宣誓を聞いたときには胸が熱くなりました。改めて復旧、復興への意を強くしたところでもあります。

それでは、通告に従い一般質問を行います、宮下管理者をはじめ、理事者におかれましては明快で前向きな誠意ある答弁をご期待申し上げます。

一部事務組合下北医療センターは、医療施設の設置、管理及び運営の共同処理を目的に、昭和46年4月にむつ市をはじめ、8市町村で設立されましたが、実態は経営、人事、財政、医師確保など運営にかかわる一切が個々の市町村にゆだねられ、今日に至っております。その中で、むつ病院は下北医療圏の中核病院に位置づけられ、その機能の充実、強化を図るべく、医師をはじめ、看護師の要員確保に努力しているものの、良質な医療体制を提供できる要員までには残念ながら達していないのが実情であります。

そこで、むつ病院職員の労働条件について3点にわたり伺いいたします。1点目は、病棟勤務者の勤務条件についてであります。病棟勤務の看護師の勤務形態は、8時30分から17時15分までの日勤、16時30分から零時15分までの準夜勤、零時30分から9時15分までの深夜勤の3交代制をとっておりますが、ほとんどの病棟で家庭事情などから夜勤ができない人がおり、その事情を考慮した勤務割り振りをせざるを得ないことから、人によっては夜勤勤務が多くなっている実態にあります。このような病棟勤務者の勤務実態を管理者はどのように認識し、それに対しどのような対策を考えているのかお示し願います。

2点目は、看護師の要員確保についてであります。むつ病院は、第5次病院事業経営健全化計画において、より高度な医療環境の充実と財政健全化を図るべく、看護基準を従来の10対1から7対

1に計画いたしました。が、基準に見合う要員が確保されなかったことから、平成23年3月から以前の10対1の基準に戻さざるを得ず、今日に至っておりますが、7対1の看護基準に見合う要員を確保できなかった原因は何であったのか、明らかに願います。そして、7対1の看護基準にした場合、現時点で何人の看護師が不足しているのか、あわせて伺いいたします。

また、看護師確保対策の一環として、一昨年10月から奨学金制度を実施しておりますが、奨学金制度のこれまでの実施状況と今後の対策があればお示し願います。

3点目は、職員の給与についてであります。2月29日、国家公務員給与を2年間で7.8%削減する特例法案が成立いたしました。が、地方公務員については地方公共団体において自主的に対応するとなっております。そこで伺いますが、第5次病院事業経営健全化計画期間中、むつ病院職員に対し、人事院勧告とは別に独自の給与削減を実施してきた経緯を考慮し、特例法による給与削減は猶予すべきと考えますが、管理者の所信を伺います。

以上について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目、病棟勤務者の勤務条件についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、むつ総合病院の病棟勤務者の勤務形態は、午前8時30分から午後5時15分までの日勤、午後4時30分から翌日の午前1時15分までの準夜勤、午前零時30分から午前9時15分までの深夜勤の3交代勤務となっております。この3交代勤務制は、全国の病院全体の約77%で採用されている勤務形態であり、診療所や民間病院で採用されている2交

代制と比べ、急性期医療を担う自治体病院では、夜間の患者の急変等による対応に追われることがあるため、看護師の体力や健康面に配慮して3交代勤務制を実施している病院が多くなっております。3交代勤務制では、勤務と勤務の間の時間が短くなってしまう日勤後の深夜勤、準夜勤後の日勤のシフトが問題とされておりますが、むつ総合病院ではこのような勤務シフトとならないよう配慮し、また労働基準法で定められております夜間勤務、月平均72時間以内、つまり月平均9回の夜間勤務を超えることのないよう配慮し、さらには子育てや学校行事など家庭生活にも配慮し、勤務シフトを作成しております。

しかしながら、2月1日の豪雪時には、深夜勤の看護師の多くが出勤できない事態となったため、やむを得ず準夜勤の看護師が引き続き深夜勤を行ったケースがありましたが、これはあくまでも災害時の対応であり、イレギュラーなケースと考えております。今後も日勤後の深夜勤、準夜勤後の日勤のシフトを組まないよう、また夜間勤務を月平均9回以内に抑えるよう配慮するほか、夜間勤務へのリスク回避を図るための健康診断や相談体制の充実により、健康で安全に働けるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、看護師の要員確保のご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、第5次病院事業経営健全化計画において、一般病棟の看護基準を7対1看護体制にし、診療報酬約3億円の増収を図ったところでありますが、平成23年3月からは看護師不足により10対1看護体制に戻さざるを得なくなったところであります。結婚や家庭事情、医療の高度化に伴う看護業務の複雑化による退職が進んでおり、看護師確保のため、今年度は計5回の職員採用試験を行い、年度中途採用者を含め24名の看護師の採用を予定しておりますが、旧3市から離れているという地理的要因や看護学校が

地域にないことなどにより、他地域より看護師が集まりにくい状況であり、採用人員が募集人員に満たないのが現状であります。再度7対1看護体制へ戻すためには、入院患者数により若干の違いはありますが、約三十数名の看護師が不足しております。

このため、平成22年10月から、看護師確保のため看護師等修学資金貸与制度を開始し、平成22年度で14名、今年度は現在までで15名、合計で29名の看護学生に月額5万円を貸与しており、奨学金貸与者の採用については、平成24年4月では6名、平成25年4月では12名を予定しております。

また、看護師確保の対策として、県内各所で行われております看護学生を対象とした就職説明会への積極的な参加や県内看護学校からの看護学生の実習受け入れを行っておりますほか、地元高校生を対象とした職場体験の実施や両親へも看護師への道を勧めていただけるよう職場訪問を実施しております。

さらには、看護師免許を持っているにもかかわらず何らかの理由で仕事をされていない、いわゆる潜在看護師の発掘のため、看護研修会を実施しておりますとともに、潜在看護師や転職等を希望する看護師に対応するため、年度当初での採用のみならず、年度中途での採用も実施しております。看護師確保のためには、魅力ある病院づくりがなければ集まっていただくことができませんので、職場環境の改善や女性の働きやすい環境づくりなど総合的に展開していかねばならないものと考えており、今後とも鋭意改善に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、職員の給与についてのご質問にお答えいたします。2月29日に可決、成立した国家公務員の給料の改定及び臨時特例に関する法律において、本年4月1日から2年間、国家公務員給与が人事院勧告分を含め、平均で7.8%削減されるこ

ととなり、地方公務員の給与については法の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応することとされております。むつ総合病院の職員給与につきましては、県及びむつ市の状況を参考に適切に対処したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。
- 2番（目時睦男） ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきたいわけですが、1つには19年度から23年度までの5年間の看護師の定年退職者、そして中途退職者、そのほかに新規採用者、潜在看護師を含めた採用者、このトータルの人数、5年間合わせての人数をまずお知らせ願いたいと思います。
- 議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。
- 事業本部事務局長（鴨澤信幸） 過去5年間の看護師の定年退職者、中途退職者及び採用者の内訳ということでございますけれども、個々に説明しまして、合計を後で発表したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

まず、平成19年度には定年退職者が2名、中途退職者が7名、採用者が18名、平成20年度におきましては定年退職者が4名、中途退職者が8名、採用者が13名、平成21年度におかれましては定年退職者が2名、中途退職者が12名、採用者が9名、平成22年度は定年退職者が3名、中途退職者が17名、採用者が10名、平成23年度は定年退職者が2名、中途退職者が15名、採用者が16名となっております。

退職者の合計なのでございますけれども、定年退職者の合計が13名、それから中途退職者が59名、それから採用者が66名となっております。

以上でございます。

- 議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。
- 2番（目時睦男） この中で、今お聞きをしまして中途退職者が相当数にわたっておるわけであり

ます。定年退職者より中途退職者が相当数、びっくりしました。この数字の中でお聞きしたいのは、この中途退職者の方々の主な理由というのはどのような理由だったのか、差し支えなければ特色的な部分をお知らせ願えればと思います。

- 議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。
- 事業本部事務局長（鴨澤信幸） 主な理由と申しましても、退職者の方にちょっと差しさわりがあるかと思っておりますのであれですけれども、一応結婚並びに、それから転勤とかさまざまありまして、それで退職する方があるということも一つでございます。
- あと勤務条件といえますか、深夜勤務とかというのがきついかかという理由も中にはあると聞いております。
- 以上でございます。

- 議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。
- 2番（目時睦男） 先ほど管理者の答弁の中でも触れておりますが、一たん看護師の職を辞して、そして家庭事情等々、そういういろんな事情から退職を余儀なくされて看護師の職を辞した方々が、その後また働ける条件のある方もこの市内含めてであろうかと思うのです。そういう意味で、先ほどの答弁の中でもありましたが、潜在看護師の方々、中途での募集についてもお願いをしてくているというふうなことでありました。この中途退職者というか、潜在看護師の方々に応募の働きかけとか等々アプローチをして、これまでしてくているのかどうか。名簿のというか、潜在看護師の、要するに看護師の資格を持って現在働いていない方々の名簿というか、リスト等も含めて持ち合わせて対応してくているのかどうか、あわせてこの分についてお知らせ願います。

- 議長（鎌田ちよ子） 川西理事。
- 事業本部事務局理事（川西 彰） 潜在看護師の募集の関係でございますけれども、市政だよりを

通じまして潜在看護師の研修会を催すというふうなことで、23年度中も何回か実施してございます。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 私は、この潜在看護師の方々、職を辞す時点ではいろいろ結婚を機にとか、子供の育児の関係でとか、いろんな事情の中で職を辞さなければならなかった。しかし、例えば育児については解放されたというか、そういうふうな方々等々を含めて看護師が不足しているわけでありますから、私は今後においてそれらの方々にアプローチをしていく、このことが必要かなと、こういう状況を考えているわけで、ぜひともこの部分については意を持った対応の仕方を要望しておきたいと思っております。

次には、新規採用の部分で、これまでの状況の中では年に何回か、それぞれ看護師を含めた募集をむつ病院として行ってきているというふうなことを承知しているわけでありますが、先般3月3日の日に5名の募集で採用試験を行っておりますが、この5名の募集に対しての応募者が何人あって合格者が何人であったのか、数字の部分についてお知らせ願います。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 3月3日に実施いたしました看護師採用試験の応募状況と合格者数でございますけれども、応募者数は1名で、合格者も1名となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） それで、次には先ほどの演壇での質問でも申し述べているわけでありますが、この冒頭の看護師さん方の夜勤が、1人の人が月に何日ぐらいの夜勤、準夜勤の勤務の実態にあるのか。平均的な数字でよろしいのでありますが、月に形態として何日ぐらいになっているのか、こ

の点について、もしも把握をしているとすればお知らせを願いたいと思っております。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 先ほど夜勤の1カ月の何日ぐらいやっているのかということでございますけれども、特に平均をとって回数を数えていることはちょっとしておりませんが、平均で8.5日ということでございます。それで、一応月平均72時間以内というふうに先ほど管理者の答弁でもありましたとおり、月平均9回以内というのを保っていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） わかりました。月平均8.5日と、こういうふうなことで、基準等をキープしながらというふうなことでの答弁であります。この中で、私は病棟の勤務者3交代の中で、それぞれの家庭事情等々を含めて、この3交代の中に対応できるというか、こういう方々がいるとまだまだ緩和されていく、こういう状況にあらうかと思うわけであります。そういう面から、今後の今の病棟の看護師さんの配置の部分で、属人的に夜勤が重なるというか、そういう状況を緩和するためには、人事配置の中で夜勤に対応できるような看護師さんを病棟に配置するとか、そういう点をいろいろ考慮する中で夜勤勤務の適正化に向けて取り組む必要があるのではないかと、このように思うわけでありますが、最近の状況の中では、これまで従来は年に2回ほどの人事配置の異動が発令されておったのが、最近は2カ月置きぐらいに人事配置がある。こういうふうな状況も含めて職場実態にあるようでありますが、病棟勤務者の緩和を、平均的な形での適正な3交代勤務を実現というか、適正に行っていくためには、そういうそれぞれの対応できるような看護師配置という部分について、今後十分に検討していくべきと思っておりますが、

この点についての考え方についてお知らせを願いたいと思います。

- 議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。
- 事業本部事務局長（鴨澤信幸） 募集に対しまして、夜間勤務のできる看護師さんも一応募集しております。市政だより等でもって募集はしておりますけれども、なかなかその対象者がいないということもありまして、勤務形態につきましては先ほども話ししたとおり72時間以内、それから月平均9回以内というのも守りながら人事配置も配慮していきたいと考えておりますので、ご了解願いたいと思います。
- 議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。
- 2番（目時睦男） いろいろ人事配置等々を含めて、本人のそれぞれの家庭事情等々についても把握をしながら、今後の人事配置の中で考慮していただきたいということを申し述べておきたいと思えます。
- それで、先ほど中途退職者、相当な数に上っております。職場の状況の中では、過酷な勤務状況に耐え切れない、そしてまた先ほども言いましたが、人事異動については唐突な発令の実態にあるとか、あと教育研修の過密、こういったような部分が中途の退職を余儀なくされている実態の一つでもあると、このように思っているわけでありませう。そういうふうな意味で、中途退職者が退職に至った経緯なり原因等々について、今後の人事異動に当たっていく場合に、本人の意向というものを十分に意向打診をする中で対処すべきと思えますが、先ほどとも関連をするわけでありませうが、この点についての人事上の問題でありませうが、対応の仕方について、あればお聞きをしたいと思えますが、いかがでしょうか。
- 議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。
- 事業本部事務局長（鴨澤信幸） 本人からの意向、それから聞き取りと申しますか、そういったのを

十分にしながら今後の対応をしていきたいと考えておりますので、ご了解願いたいと思えます。

- 議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。
- 2番（目時睦男） いろいろ私、前の一般質問の際にも免許の取得の状況とか、育児休暇もなかなか取得しづらいというか、そういうもろもろの職場環境が、看護師さんが途中で退職せざるを得ない、また新規採用者についてもむつ病院にはなかなか応募をしようという気になれない、こういう状況が結果的に今のむつ病院の現状だろうと思えます。
- そういう中で、先ほども運営方針の中で宮下管理者、お話をしております。この10対1から7対1、そして10対1に戻ることによって3億円の減収が実際的にあって、財政上もむつ病院の財政に大きく影響している、この現実を打破していくためには、私は看護師の職場環境を十分に対策を講じながら、今後もむつ病院に行き、そして働こうという、こういう状況をつくり出す努力が必要だろうと思えます。
- そういう中で、この課題の部分については、トータルとして私はむつ病院の体制全体を挙げて、今後この看護師確保の施策を充実しながら、7対1に持っていき、こういう状況を横断的に検討していく必要があるだろうと、このように思いますが、この点について最後宮下管理者の決意も含めたご答弁をお願いしたいと思います。
- 議長（鎌田ちよ子） 管理者。
- 管理者（宮下順一郎） 看護師さんの確保、これは非常に難しい、ドクターの確保とともに大きな車の両輪でございます、病院を運営していくためには、医師の確保と看護師さんの確保。看護師さんの中途退職、私も決裁する段階でどうということのかなというふうなことは常に關心を持って決裁をいたしております。この部分においては、一身上の都合、また結婚、そしてまたこちらからの

転職だとか、そういうふうな形の方も多くおられます。ただ、それが今日時議員ご指摘のむつ病院の環境、職場の環境というふうな、これはなかなかお話ししづらい部分があるのの一身上の退職というふうなことなのかわかりませんが、そういうふうなこともないわけではないと思いますけれども、やはり看護師さん不足は、これは全体的な形の中で不足をしております。青森県内では、全体で看護師さんの充足、この部分が約1,000名、2011年の看護職員の不足ということでは約1,000名というふうな形で、これは全体的な問題であります。つまり都会志向型というふうな形、そしてまた収入、こういうふうなもの、そういうふうなものが大きな魅力となってこの地から離れているというふうなお話もよく聞こえてまいります。この中で、むつ病院の職場環境をよく整えていくというふうなこと、そのことによって看護師さんもまたふえてくるだろうし、またそういうふうな環境が整うことによってドクターの気持ちもまたこちらのほうに定着とか、こちらのほうに向いてくるというふうなことであろうかと思っておりますので、管理者といたしましても十分そういうふうなところは意を用いて看護師さんの確保、そしてまた医師の確保はお話ございましたけれども、そういうふうなことに取り組んでいきたいと、このように思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 今宮下管理者から答弁いただきました。いずれにいたしましても、私は看護師を今我々が置かれている地域的な環境も含めて看護師の確保という部分については、全国的な背景、県内的な背景も含めて大変厳しい状況にあるということについては十分承知しています。しかし、その中において、この医療を守っていく、医療を確保していくという観点に立った場合に、そのこ

とに率直にいろんな形で議論し合う対策を講じたということが今、より求められているだろうと思うのであります。

そういう状況の中で、3点目に私が質問いたしました、このむつ病院の第5次の健全化計画の中で、看護師さんはじめ、むつ病院の職員の方々が7回にわたって給与の削減に耐えて今日に至ってきているわけでありまして。この部分についても勤務の条件、労働条件、大きく私は看護師の確保にかかわりを持っていっているだろうと、こういうふうなことを実感するわけで、そういう点を含めて横断的な病院を挙げての看護師確保について、もう一度いろんな角度で検討していただくことをお願いしながら一般質問を終えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（鎌田ちよ子） これで目時睦男議員の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第1号 下北地域の医療を守る条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（鎌田ちよ子） 次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（鎌田ちよ子） 次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第4号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第5号 平成24年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

質疑ありませんか。8番岡崎健吾議員。

○8番（岡崎健吾） 先ほど管理者のほうから提案理由があり、主要な建設事業について説明がありました。その中では、ヘリポートの建設について特に説明もなかったわけですが、例えば調査費とか、そういう関連する予算も計上されていないのかどうか。そして、また計上されていないのであれば、今お話しできる範囲で結構なのですが、現状がどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 24年度の予算の中にはヘリポート関連、計上はありません。それで、ヘリポートのほうの動き、このことをというふうなことでございますので、お話をさせていただきたい

と、このように思います。

当初ヘリポートを建設しようというふうなことでご報告を申し上げ、さまざまな形で計画を進めてきた経緯がございます。この部分で、まず事業費、これがどれだけかかるのかということ进行调查いたしました。当初1.5億程度というふうなことがございました。そして、またそれが大震災、この経過、大震災を経て3億、建設費。その資材等の値上がり、そしてまたさまざまな離着陸の段階での安全対策、これをとっていかなければいけないというふうなことで3億というふうな、3億数千万というふうな形の金額が出てまいりました。そして、またそれについて起債をしなければいけない、こういうふうな状況も発生いたしまして、そういうふうな形の中で取り組むべきかというふうな判断、それともちょっととどまって検討しようかというふうな判断になったところであります。

そして、また3月11日の昨年のあの地震の様子、そして入院病棟、この状況を見ますと非常に老朽化して耐震性の問題がちょっとあるというふうなことで、そして中を走っています水回り系の配管、これが非常に老朽化して、もう動脈硬化もいいところ、梗塞を起こしているような状況であるというふうな報告を受けました。そういうふうなことをしますと、耐震の問題はやはり全面的な耐震化工事をしていかなければいけないか、建て直すかというふうな、この判断が求められました。

その中で、例えば今仮に当初の予定どおりヘリポートをこの周辺、駐車場にかさ上げをして、そしてヘリポートをつくって、そして病棟をつくって、そしてその病棟にヘリポートを移すとなると、その起債の部分も一括償還しなければいけない、そういうふうな事態が判明いたしました。つまり3.5億円のもの、まず倍の6億から7億の形の中でこのヘリポートを建設し、そして移設をしな

ければいけなくなると、こういうふうな事態が判明いたしましたので、まず先に取り組むのは病棟の改築であろうというふうな判断をし、そして病棟の屋上にヘリポートをつくることによって、一気にその部分が解決できるのではないかというふうな今の状況でございます。よって、当初発表いたしましたヘリポートのこちらのほうの駐車場、そして向こう側の駐車場、かさ上げをしてやるというふうなところ、この部分については安全上の問題、そしてまた財源の問題、そういうふうなことがありますので、このたび見送っているというふうなことで、将来的には病棟を建てた際の屋上にそのヘリポートを設置する方向でこれから検討を進めていきたいという状況でございます。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◇報告第2号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◇報告第3号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

◇報告第4号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(鎌田ちよ子) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第

118回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時50分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 濱 田 栄 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 八 戸 義 之